# ～防災用品購入補助金申請の流れ～

・既に商品を購入してしまっているか
・同一年度内に申請をしているか

している →

申請できません
・決定通知が発行される前に購入されたものは対象になりません。
・同一年度内において申請は世帯１回までです。

していない ↓

申請できます
下記申請書類をそろえて危機管理課または、支所に提出（記入例参照）
①補助金等交付申請書
②補助金申請内訳表（様式第１号）
③安曇野市防災用品購入補助金に係る個人情報の確認に関する同意書（様式第２号）
④見積書等
（見積書等が出ない場合は危機管理課に相談してください）

不備あり →

・不備を修正し再提出してください。
不明な点については危機管理課にお問い合わせいただくか、危機管理課または支所窓口にお越しください。
※認印（シャチハタ不可）をお持ちください。

不備なし ↓

危機管理課から補助金等交付決定通知書がお手元に届いたら商品を購入してください。

補助額の変更あり →

購入額の変更により
⑴補助額が増額する
⑵補助額が２割以上減額する
上記⑴⑵のいずれかの場合、変更申請が必要となります。
ただし、購入金額が上がっていても補助額は決定金額のままでよい場合、変更申請は不要です。
変更申請の手続きは危機管理課までご相談ください。

補助額の変更なし
or
補助額の減額が２割未満 ↓

変更後 ←

申請した商品を購入後、速やかに下記書類を危機管理課または、支所に提出（記入例参照）
①補助金等実績報告書
②補助金等交付請求書
③領収書またはレシート
（購入品目と金額がわかるもの）
④写真　・商品購入時の写真
　　・使用時の写真（案内参照）

不備あり →

・不備を修正し再提出してください。
不明な点については危機管理課にお問い合わせいただくか、危機管理課または支所窓口にお越しください。
※認印（シャチハタ不可）をお持ちください。

不備なし ↓

危機管理課から、補助金等確定通知書と振込日通知がお手元に届くので、ご自身で振込を確認してください。

～変更申請について～
〇補助金額の変更が必要な場合
①交付申請時　　報告時（増額したい）
予定額：50,000円　→　購入額：60,000円
補助額：16,600円　　補助額：20,000円
②交付申請時　　報告時（２割以上減額）
予定額：60,000円　→　購入額：30,000円
補助額：20,000円　　補助額：10,000円
〇商品を変更したい場合
・交付申請時から対象品目を変えたい時
※個数の変更、同じ対象品目内での商品変更で金額の変更が必要ない場合（購入予定商品が廃番のため後継機を購入するなど）は変更申請不要。
◎変更申請をする場合は、商品購入前に下記書類を危機管理課へ提出してください。
・補助金等変更申請書
・変更する商品の見積書等